

くまもと茶ビジネス確立支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 緑茶の消費が低迷するとともに、茶単価についても伸び悩む中、茶農家の経営は厳しい状況にある。このため、県産茶の生産・流通及び販路拡大を一体的に推進するとともに、今後につながる意欲的な取り組みを支援することで、熊本型の茶ビジネスモデルの確立を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第3条 本事業の事業内容、事業実施主体、採択基準及び補助率は別表のとおりとし、県は予算の範囲内において補助するものとする。

（事業実施計画の承認申請）

第4条 要項第3条の事業実施計画書は、別記第1号様式によるものとする。

（事業実施計画の変更申請）

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用する。

（補助金等の交付申請）

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

（補助金等の変更交付申請）

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用する。

（補助金等交付決定前着手）

第8条 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第2号様式によるものとする。

（実績報告）

第9条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第1号様式を準用する。

（事業の推進）

第10条 事業主体は、県、市町村及び関係団体と連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

（財産処分の制限）

第11条 要項第17条に規定する別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

（雑則）

第12条 事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成28年（2016年）6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年（2017年）4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年（2018年）5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）9月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）4月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月21日から施行する。

(別表) (第3条関係) くまもと茶ビジネス確立支援事業の内容等

補助対象事項	事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率
1 くまもと茶生産対策支援	① 茶生産技術員の資質向上支援 ② 市場販売単価向上のための現地重点指導支援	農業団体等	・事業内容を検討する組織を設置すること。 ・入札販売を主体とする5農協(菊池、上益城、熊本うき、芦北、球磨)を受益地とした取り組みであること。	1/2以内 (上限①4万円、②8万円)
2 くまもと茶販路拡大対策支援	・首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進支援	熊本県経済農業協同組合連合会	・首都圏や県外等、県産茶による競合が少ない地域での取り組みであること。	1/2以内 (上限50万円)
3 くまもと茶流通・販売対策支援	・県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力発信、認知度向上を図るPR・販売対策等の取組に対する支援	農業団体等	・仲卸機能及び茶商との仲介機能を果たす人材を設置すること。 ・県全域の入札販売又は相対取引の促進に係る活動であること。 ・県全域の茶販路、販売拡大に係る活動であること	1/2以内 (上限100万円)
4 くまもと茶地産地消環境づくり支援	・小中学生等若年層を対象とした出前講座支援	市町村、茶地区協議会、日本茶インストラクター協会熊本県支部等	・出前講座を実施できる指導者が確保できること	・定額(実施経費は1校当たり3万円)
5 チャレンジ活動支援	・産地の特徴や強みを活かした独自の取組みや、香味や機能性などに着目した特徴ある茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレンジ活動に対する支援	市町村、茶地区協議会、農業団体、茶商業協同組合等	・地域の活性化につながる取組であること ・特徴のある茶商品開発を実施できること ・経営の多角化は茶以外の品目も含めた検討であること	定額(上限24万円)